

令和7年度

県立野球場スコアボード改修工事

プロポーザル公募要領

令和8年3月

新潟県土木部都市局  
都市整備課

## 1 工事の概要

### (1) 工事名

県立野球場スコアボード改修工事

### (2) 目的

日本海側最大級の規模と機能を持つ県立野球場は、プロ野球のみならず地域の野球大会やビッグイベントを通じた情報発信の基地、県民のコミュニケーションの場として、誰もが楽しめる空間である。

県立野球場内に設置されているスコアボード、これらへ映像を出力する、編集、制御システムは、設備の老朽化、機能の陳腐化が顕著となったため、改修工事を実施することとした。

改修工事は、提案者の優れたノウハウを活かした最新の映像表示への更新、システムの提案、施工に関する提案を公募し、最も優れていると考えられる提案を特定する。

なお、最優秀提案者は、県と契約を締結し、改修工事を実施する。

### (3) 工事場所

県立野球場（新潟県新潟市中央区長潟 570 番地地内）

### (4) 工事内容

別紙「県立野球場スコアボード改修工事仕様書」（以下「仕様書」という。）

のとおりとする。

(概要)

- ① 既存のメインスコアボード 1 面の映像表示部、サブスコアボードの映像表示部 1 面、これらに付帯する設備の撤去と更新
- ② 放送室内の既存映像送出装置の撤去と更新
- ③ その他測定装置等に関する提案

### (5) 工期

契約締結の日から令和 9 年 3 月 25 日(木)まで。ただし詳細は仕様書のとおりとする。

### (6) 工事実施上の要件

本改修工事の仕様書を満たすこと。

### (7) その他

- ① 本工事は、仕様の提案と施工を一括して発注する方式の対象案件であり、本募集要領に基づいて提出された技術提案書及び見積書を審査した結果、最も優れた提案として特定された技術提案を提出した者と契約の締結に向けて協議し、随意契約により契約する。
- ② 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

## 2 見積提案限度額

550,000,000 円(消費税及び地方消費税に相当する額を除く)

- ① この金額は予定価格ではない。
- ② 見積提案額は一万円未満の端数を切り捨てること。
- ③ 提案額の内訳を所定の見積書に記載すること。

## 3 プロポーザルへの参加資格

特定共同企業体であること。

特定共同企業体構成員のすべてが①から⑨までの要件を満たすとともに、特定共同企業体として、⑩から⑯の要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 本件に係る参加表明書を提出した日からプレゼンテーション審査日までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、更生手続開始の決定後、新たに新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年新潟県告示第3296号)の規定に基づく入札参加資格の審査(以下「入札参加資格審査」という。)を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- ⑤ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づき電気工事業に関し、特定建設業の許可を受けていること。
- ⑥ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的な事項の審査を受け、同法第27条の29の規定による総合評定値の通知を受けていること。
- ⑦ 入札参加資格審査を受け、電気工事に関し、令和6・7年度の入札参加資格者名簿及び令和8・9年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。  
なお、令和8・9年度入札参加資格者名簿にあつては、8(2)①に定める提出締切日時点で登載されていること。
- ⑧ 令和6・7年度の入札参加資格審査及び令和8・9年度の入札参加資格審査において、電気工事に係る格付けがA級であること。
- ⑨ 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。なお、専任の技術者の兼務については「技術者に関する特記仕様書」のとおりであり、監理技術者に建設業法第26条第3項第2号の適用は認めない。

### ア 代表構成員

- (ア) 一級電気工事施工管理技士又は技術士(電気工事において監理技術者となり得るものに限る。)の資格を有すること。

(イ) 監理技術者にあつては、電気工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

(ウ) 参加申込書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。

イ 代表構成員以外の構成員

(ア) 一級電気工事施工管理技士又は技術士（電気工事において監理技術者となり得るものに限る。）の資格を有すること。

(イ) 参加申込書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。

⑩ 本工事に係る特定共同企業体として、入札参加資格審査を受け、令和6・7年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。

⑪ 構成員のいずれかが新潟県内に主たる営業所を有すること。なお、営業所とは建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、かつ、令和6・7年度の入札参加資格者名簿及び令和8・9年度の新潟県入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。

⑫ 構成員の数は2者とする。

⑬ 代表構成員の出資比率は、他の構成員の出資比率と同一又はそれより大きいこと。

⑭ 代表構成員以外の構成員の出資比率が30%以上であること。

⑮ 構成員のいずれかが、本工事の入札に係る他の特定共同企業体の構成員となっていないこと。

⑯ 構成員のいずれかが、日本国内で令和2年4月1日以降に完成引き渡し完了した、この公告の工事と同種の工事を施工した実績を有すること。ただし、次の条件に適合すること。

ア ここでいう同種の工事とは、陸上競技場、球技場、競輪場、競馬場、競艇場、自動車レース場又は二輪レース場における動画表示機能を有するフルカラーLED方式の画面積100㎡/面以上の大型映像装置（大型映像表示装置と映像送出機器の新設、又はこれらの全面改修をいう。）の製作及び据付工事のこと。

1 施設に大型映像装置が複数ある場合でも、実績は1とする。

イ 元請負人として施工したものであること。

ウ 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上の場合のものに限る。

〔補足〕

技術者の取り扱い

技術者の専任性等については「技術者に関する特記仕様書」のとおりとする。なお、特記仕様書記載の要件を満たし、他工事との兼務を希望する場合は、予め発注者と調整の上、参加資格確認申請書を提出すること。

#### 4 特定共同企業体の手続きについて

##### (1) 特定共同企業体の申請

###### ① 提出期間

公告の日から令和8年3月23日（月）午後5時00分まで

（提出は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8:30から午後5時00分まで）

② 提出書類

新潟県建設工事入札参加資格審査規程第15条により、次の書類を提出すること。

- ・ 特定共同企業体入札参加資格審査申請書(第12号様式)
- ・ 構成員一覧表(第13号様式)
- ・ 協定書(目的、名称、事務所の所在地、成立及び解散の時期、構成員の住所及び商号又は名称、代表者の名称及び権限、構成員の出資の割合及び利益配当の割合及び欠損金負担の割合、工事途中における構成員の脱退に関する事項、その他必要な事項)
- ・ 構成員の総合評定値通知書の写し
- ・ 委任状

各2部

[参考]

令和8・9年度新潟県建設工事等入札参加資格審査申請について

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/r89nyuusatusanka.html>

③ 提出場所

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局都市整備課都市公園班

電話番号 025-280-5345

③ 提出方法

本人(法人にあっては代表権限を有する者)又はその代理人の持参による。

(2) 特定共同企業体の審査結果通知

- ① 特定共同企業体の審査結果は、申請者に令和8年4月8日(水)までにそれぞれ書面により通知する。
- ② 特定共同企業体としての資格が認められなかった者は、特定共同企業体の審査結果に関する通知書に指定された日(郵送の場合は、当日消印)までの間、その理由の説明を書面(様式自由)により請求することができる。

## 5 プロポーザルスケジュールと関係様式

項目	日程	関係様式
プロポーザル募集要領等の交付	令和8年3月13日(金)	
特定共同企業体入札参加資格審査申請期間	令和8年3月13日(金) ～令和8年3月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第12号様式 特定共同企業体入札参加資格審査申請書</li> <li>第13号様式 構成員一覧表(必要に応じて第6号様式を追加)</li> <li>協定書</li> <li>構成員の総合評定値通知書の写し</li> <li>委任状</li> </ul>
特定共同企業体の審査結果通知	～令和8年4月8日(水)	
参加表明書及び添付書類の提出	～令和8年4月9日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第A-1号様式 公募型プロポーザル参加表明書</li> <li>第A-4号様式 施工実績一覧表</li> <li>第A-5号様式 据付現場配置予定技術者</li> </ul>
参加資格審査結果の通知	～令和8年4月13日(月)	
質問受付	令和8年3月13日(金) ～令和8年4月14日(火)	第A-2号様式 質問書
技術提案書の受付	～令和8年4月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第A-6号様式 提案概要表</li> <li>第A-7号様式 オペレータールーム提案主要機器仕様一覧表</li> <li>第A-8号様式 工程表</li> <li>第A-9号様式 見積書</li> </ul>
プレゼンテーション審査	令和8年4月23日(木) (予定)	
結果通知	～令和8年4月28日(火) (予定)	
仮契約の締結	～令和8年5月中旬 (予定)	
参加表明辞退書		第A-3号様式 辞退書

## 6 プロポーザル募集要領等の配布

プロポーザル募集要領、仕様書、図面、様式等については、次のとおり県のホームページにて公表する。

公表日：令和8年3月13日(金)

## 7 参加表明書の作成、提出について

### (1) 参加表明に関する必要書類

必要書類 様式	参加表明添付書類の留意事項
参加表明書 第 A-1 号様式(A4 版)	
企業の施工実績 第 A-4 号様式(A3 版)	3 ⑩ア、イ、ウの条件を満たす実績を最近の実績から最大 5 件まで記載すること。
据付現場の配置予定 技術者の施工経験 第 A-5 号様式(A4 版)	3 ⑩ア、イ、ウの条件を満たす施工経験を最近の実績から最大 5 件まで記載すること。施工経験とは、監理技術者又は主任技術者として従事し、完成させた経験のことで、原則として据付について全工程に従事していることを要する。

施工実績に関して、契約書、契約図面（画面サイズ、主な仕様が分かる資料を3枚程度）、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス(CORINS)に登録されていることを証するものの写しを添付すること。

### (2) 参加表明書及び添付書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び必要な添付書類を提出する。

#### ① 提出期限

令和8年4月9日(木) 午後5時00分まで

(持参による提出は、土曜日、日曜日および祝日を除き、午前8:30から午後5時00分まで。なお、郵送による場合は上記の日までに必着とする。)

なお、特定共同企業体の審査結果通知が未着の状態においても提出は可能だが、特定共同企業体としての資格が認められなかった場合は、本プロポーザルへの参加は認められない。

#### ② 提出場所

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局都市整備課都市公園班

電話番号 025-280-5345

#### ③ 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）とする。

#### ④ 提出部数

各1部

### (3) 参加表明者の参加資格審査結果通知

- ① 参加表明者に対する参加資格審査結果は、令和8年4月13日(月)までに電子メールで通知する。
- ② 本プロポーザルへの参加が認められた者には、技術提案書の提出を要請する。
- ③ 参加表明書を提出した者のうち、本プロポーザルへの参加が認められなかった者は、認められなかった理由を通知書に記載する。

### (4) 質問の受付

プロポーザルに関する質問について、次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間  
公告の日から令和8年4月14日(火)午後5時00分まで
- ② 質問方法  
第A-2号様式に質問内容を記入の上、電子メールにより提出すること。電話又は口頭による申し込みは受け付けない。
- ③ 回答方法  
新潟県土木部都市局都市整備課のホームページにて公表する。  
公表にあたり、質問者名等は公表しない。
- ④ 提出場所  
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県土木部都市局都市整備課都市公園班  
電子メール [ngt160050@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt160050@pref.niigata.lg.jp)

## 8 技術提案書について

### (1) 技術提案を求める事項

記載事項	技術提案を求める事項	
特定テーマに関する提案 (A4 版・任意様式及び第 A-7 号様式)	以下に示す各テーマについて、提案内容を記載すること。 ① 映像システムの構成について スコアボードの画面サイズ、放送室の機器構成、配置を提案すること。 ② 大型映像表示の活用手法について プロ野球等、スポーツイベント及び体育祭等の一般公園利用において、大型映像表示を活用し、観覧者に感動を与える演出と表示内容（体裁等を含む）を提案すること。 ③ 品質管理について 大型映像表示パネル等の設計、製作、梱包、出荷、搬入、据付、機器調整における品質管理の項目、基準、方法、頻度、(数量)、管理体制を提案すること。 ④ トータルコスト縮減方策について プロ野球等の大規模イベントにおいて、故障などのトラブルに備えたシステムを提案し、その上でイニシャルコストとランニングコストの縮減の考え方を提案すること。(ここでのイニシャルコストとは、初期設備投資額(見積書に記載する金額)を、ランニングコストとは、下記に示す設置機器の保守体制等に関する提案の③. 10年間の予想保守点検費用のことを示す。)	
設置機器の保守体制等に関する提案 (A4 版・任意様式)	以下に示す各項目について、提案する保守の内容を記載すること。 ① 製品保証期間と保守点検内容 主な製品の保証期間、保守点検項目と保守点検範囲、保守点検頻度等 ② 保守点検体制 人力的体制、部品供給体制、緊急事態に備えた組織体制、機器システム ③ 10年間の予想保守点検費用 年間保守契約費、部品寿命による部品交換費用等	
大型映像装置の性能 第 A-6 号様式 (A4 版)	① 絵素ピッチ	④ 表示階調
	② 視認角度(水平及び上下)	⑤ 表示素子有効時間
(A4 版)	③ 表示面輝度	⑥ 輝度調整
工程表 第 A-8 号様式 (A3 版)	本業務の工程表を記載すること。	

見積書 第 A-9 号様式 (A4 版)	本業務の事業費総額及びその内訳を記載すること。なお、内訳は可能な限り詳細に記載すること。事業費総額には消費税及び地方消費税に相当する額を含まないこと 見積書の積算体型(工事費の構成)は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築コスト管理システム研究所編集の公共建築工事積算基準(令和7年版)に準拠すること。
----------------------------	---

## (2) 技術提案書の提出について

### ① 提出期限

令和8年4月21日(火) 午後5時00分まで

(提出は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8:30から午後5時00分まで。なお、郵送による場合は上記の日までに必着とする。)

### ② 提出場所

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局都市整備課都市公園班

電話番号 025-280-5345

### ③ 提出物と部数等

技術提案書 10部

次の書類のデータを収めた媒体 (USB 接続のものは不可) 1つ

- ・ 技術提案書の全編 (PDF)
- ・ 第A-6号様式、第A-7号様式の Excel ファイル

### ④ 提出方法

持参もしくは郵送による。

## (3) 技術提案書提出に係る留意事項

- ① プロポーザルは、仕様、施工及びその後の利用における具体的な取り組み方について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- ② 特定テーマに関する提案及び設置機器の保守体制等に関する提案については、A4版・任意様式とし、合計枚数は15枚(15ページ)までとし、枚数(ページ数)の超過は認めない。なお、この枚数に第A-7号様式は含まない。
- ③ 技術提案書は、横書きを基本とし、1冊にまとめ(ページ番号を付し左綴じ)、表紙に「県立野球場スコアボード改修工事プロポーザル技術提案書」と記すとともに、特定共同企業体名を記載すること。
- ④ 参加者は1つの提案しか行うことができない。
- ⑤ 技術提案書の文字サイズは10ポイント以上とする。
- ⑥ 作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
- ⑦ 技術提案書について、所定の書面及び添付の書式に示された条件に適合しない場合は

無効とすることがある。

- ⑧ 設置機器の保守体制等に関する提案のうち、10年間の予想保守点検費用については、納入後 10 年間で予定（想定を含む）される年度毎の概算費用（年間保守契約費（点検、清掃等を含む）、部品寿命等による部品交換費用、その他必要となる費用）と、その内訳（項目）を記載すること。なお、設置機器の保守体制等に関する提案については、提案内容に基づく保守点検に関する契約を本工事契約者（若しくは構成員）に求める場合がある。
- ⑨ 仕様書に定められた装置、機能、数量が提出された見積書に記載されていない場合であっても、仕様書の内容を満たす事業費総額が示されたものとして扱う。
- ⑩ 大型映像装置の仕様の提案（第 A-6 号様式に記載した事項に関すること）が仕様書を満たさない技術提案書を提出した者、または見積提案限度額を越える見積書を提出した者は失格とし、プレゼンテーション、ヒアリングは行わない。
- ⑪ 提出期限までに技術提案書を提出しない者は失格とする。

## 9 プレゼンテーション審査

- (1) 技術提案書提案者は技術提案に関するプレゼンテーション審査を実施する。

プレゼンテーション審査についての詳細は別途、提案者に通知する。

- ① 実施場所

新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県庁内を予定

- ② 実施日

令和 8 年 4 月 23 日（木） 予定

- ③ 時間配分

技術提案の内容説明の時間は 15 分以内、質疑応答を 20 分程度とする。

技術提案書にない事項についての説明は認めない。

- ④ 参加人数

プレゼンテーションに参加できる人数は総勢 4 名までとする。

参加者のうち 1 名は、3⑨に定められた主任技術者又は監理技術者を含んでいること。

- ⑤ プレゼンテーションの際、パワーポイントなどを使用することが可能だが、パソコンは提案者で用意すること。

なお、プレゼンテーション用の資料は提案書に記載している内容のみで作成すること。

- ⑥ 特段の理由がなく、プレゼンテーションを欠席した者は、失格とする。ただし、やむを得ない事情により提案者がヒアリングに参加出来ない、又は欠席する場合は、提出された書類のみにより審査を行う。

- (2) プレゼンテーションでは、技術提案書等に記載された以下の事項について、確認を行う。

- ① 特定テーマに関する提案について
- ② 設置機器の保守体制等に関する提案について
- ③ 施工実績について
- ④ 工程表について
- ⑤ 見積書について

## 10 評価基準

### (1) 評価項目等

技術提案書の評価項目、判断基準、並びに配点等は以下のとおり。

評価区分		評価項目		配点	
技術評価点	特定テーマに関する提案	① 映像システムの構成について		10	50
		② 大型映像装置の活用手法について		10	
		③ 品質管理について		15	
		④ トータルコスト縮減方策について		15	
	設置機器の保守体制等に関する提案	① 製品保証期間と保守点検内容 主な製品の保証期間、保守点検項目、保守点検範囲、保守点検頻度等		10	40
		② 保守点検体制 人力的体制、部品供給体制、緊急事態に備えた組織体制と機器システム等		15	
		③ 10年間の予想保守点検費用 年間保守契約費、部品寿命による部品交換費等		15	
	施工実績等	① 企業の技術力	3⑩ア、イ、ウの条件を満たす実績内容について、第A-4号様式に同種工事の実績を最大5件まで記載すること。	5	10
		② 配置予定技術者の評価	3⑩ア、イ、ウの条件を満たす施工経験について、同種工事の実績を第A-5号様式に記入すること。	5	
	大型映像装置の性能	① 絵素ピッチ	④ 表示階調	10	10
② 視認角度(水平及び上下)		⑤ 表示素子有効時間			
③ 表示面輝度		⑥ 輝度調整			
価格評価点				10	
合計				120	

### (2) 評価基準における留意事項

評価区分のいずれの項目においても、点数が付かない項目があった場合は、失格とする。

## 11 技術提案書の特定

提出された技術提案書について、10 評価基準に基づき、評価最高点の者を特定者とする。ただし、評価点が高点の場合は次の項目の順で比較し決定する。

- ① 特定テーマに関する提案の総得点（全委員の合計）の最も高い者
- ② 設置機器の保守体制等に関する提案（全委員の合計）の最も高い者
- ③ 提案額の最も低い者。

特定者の次に、評価点が大きいものを次点者とする。

## 12 審査結果の通知

- (1) 審査結果については、技術提案書を提出した者全員にそれぞれ文書で通知する。  
特定者に対しては技術提案書を特定した旨を通知する。また次点者に対しては、次点者に選定した旨を通知する。
- (2) 提出された技術提案書が特定されなかった者（次点者を含む）に対しては、認められなかった理由を通知書に記載する。

## 13 契約の締結および手続き

県は最も優れた提案を行った者であると決定した者（特定者）と契約の締結交渉を行い、予算の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。また特定者との協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約の締結については、新潟県議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年新潟県条例第5号）第2条に規定する新潟県議会の議決を要する。

### (1) 契約書

請負契約書の作成を要する。

### (2) 契約保証金

- ① 契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)の契約保証金を納付する。
- ② 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(ウ、エにあつては、保証金額)と同額とする。
  - ア 無記名の国債又は地方債
  - イ 特別の法律により設置された法人の発行する債券
  - ウ 金融機関の保証
  - エ 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- ③ 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - ア 契約者が保険会社との間に新潟県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
  - イ 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- ④ 契約保証金は、契約者が契約条項に定める義務を履行した時に還付するものとする。

### (3) 支払条件

前払金 契約金額の40%以内

#### (4) 契約の変更

- ① 契約の工期は厳守するものとし、原則変更しない。
- ② 総価契約額の変更は行わない。ただし、発注時の条件に変更がある場合には、詳細設計後の図面、数量により変更できるものとする。

#### 14 その他留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及び技術提案プレゼンテーション、ヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書は返却しない。提出された参加表明書は、本プロポーザル以外の用途に無断で使用しない。
- (5) 提出された技術提案書は返却しない。提出された技術提案書は、本プロポーザル以外の用途に無断で使用しない。
- (6) 参加表明書及び技術提案書の提出後は、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に掲載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 新潟県が配布する資料等は応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。
- (8) 本プロポーザル募集要領に定めのない事項については、新潟県土木部都市局都市整備課が定める手続きによる。
- (9) 参加表明書を提出した後に辞退する場合は、プロポーザル参加表明辞退届(第 A-3 号様式)を提出すること。
- (10) プロポーザルに関して苦情申し立てがあり、新潟県が必要であると認める場合には、本プロポーザルを中止又は延期することがある。
- (11) プロポーザル実施後の本件の契約内容に関しては、新潟県財務規則、その他関係法令の定めるところによる。

# 技術者に関する特記仕様書

※本仕様書では建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の職務を補佐する者を監理技術者補佐という。

本工事の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐（以下、監理技術者等という。）について、以下のとおり取り扱うこととする。

## 1 技術者の専任について

- (1) 主任技術者又は監理技術者は、本工事の請負金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に規定する金額以上の場合、本工事に専任すること。ただし、「2 専任の技術者の兼務について」の要件を満たし、兼務を認められた場合は他工事と兼務できる。
- (2) 専任で配置した技術者は契約日以降（別に定めがある場合を除く）において他工事の技術者と重複しないこと。

## 2 専任の技術者の兼務について

建設業法等の法令や監理技術者制度運用マニュアル（平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号）より、以下のとおり取り扱う。ただし、低入札価格調査制度を適用する請負契約で、調査基準価格未満の金額での契約については兼務を認めない。

なお、専任の技術者の兼務を希望する場合は、事前に発注者と調整すること。

- (1) 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号（以下、専任特例 1 号という。）の適用を受ける主任技術者又は監理技術者

ア 以下の（ア）から（キ）の要件を全て満たす場合は本工事を含め 2 件まで主任技術者又は監理技術者の兼務を認める。

（ア）当該工事の請負金額が建設業法施行令第 28 条で規定する金額未満であること。

（イ）当該工事と兼務する工事の現場間の距離が、一日の勤務時間内に巡回可能であり、かつ移動時間がおおむね 2 時間以内であること。

（ウ）下請次数が 3 を超えていないこと。

（エ）主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該工事の種類に関する実務経験を 1 年以上有する者）を当該工事に置いていること。

（オ）主任技術者又は監理技術者が工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること。

（カ）人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くと共に営業所で保存すること。

（キ）主任技術者又は監理技術者が工事現場以外の場所から現場状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信が可能な環境が確保されていること。

イ 本工事の主任技術者又は監理技術者が兼務することとなる場合、前項（ア）から（キ）の事項について書類等により発注者の確認を受けること。

※専任特例 1号の運用の詳細や留意事項は、監理技術者制度運用マニュアルを参照すること。

(2) 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号（以下、専任特例 2 号という。）の適用を受ける監理技術者

専任特例 2 号による監理技術者の兼務は認めない。

(3) 建設業法施行令第 27 条第 2 項に該当する場合

以下のアからウの要件を全て満たし、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は本工事を含め原則 2 件程度まで同一の専任の主任技術者の兼務を認める。

ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分で同一の下請で施工する場合等も含む）であること。

イ 工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所にあり、同一の建設業者が施工すること。

ウ 兼務する工事が他機関の発注である場合、当該発注機関が兼務を認めていること。

(4) 複数の工事を 1 つの工事として管理する場合

同一の建設業者と締結する契約、かつ、工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であり、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合は、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

### 3 専任を要しない期間について

元請の監理技術者等の専任を要しない期間は、以下のとおりである。ただし、当該期間に専任をしない場合は、具体的な期間について、予め特記仕様書等に明記されている場合を除き、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打ち合わせ簿に定めること。

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）

(2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

(4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）。

### 4 途中交代について

監理技術者等の途中交代は、以下にあてはまる場合等で発注者がやむを得ないと認め、同等以上の技術力を有する技術者との交代により、適正な工事に支障がないと判

断した場合のほかは認めない。

- (1) 技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合
- (2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- (4) 工事工程上技術者の交代が合理的な場合

## 現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置（別紙）の本工事への適用については、以下のとおりとする。

### 1 常駐を免除することができる期間について（現場代理人が、本工事と本工事以外の工事を兼任している期間中は、この緩和措置は適用しない。）

現場代理人の常駐を免除することができる期間は以下のとおり（ただし、現場代理人が本工事と本工事以外の工事を兼任している期間は、以下の期間であっても常駐を免除しない。）

常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。

（ア）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

（イ）建設工事請負基準約款第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

（ウ）映像投資部分の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

（エ）現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間